

専門家伴走支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、専門家伴走支援事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、新事業の創出に取り組む県内の中小企業者等が円滑に新事業を実施するために、専門家による事業計画のP D C Aや課題解決の手法、資金調達の相談等の伴走型の支援を実施することにより、新産業創出の取組を広く支援することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業による専門家が行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 新事業の方向性や社内体制等の整理、必要な資金調達や設備投資等の検討など新事業のアイデアを具現化するため、事業計画を策定するための支援
- (2) 事業計画の実践・改善のため、課題や問題の共有・解決を図り、着実に事業が実施できるようにするための支援

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 新事業の創出に取り組む県内の中小企業者
- (2) 新事業進出支援事業補助金及び新事業創出支援事業補助金における経営計画及び事業計画実施支援事業者のうち希望する事業者
- (3) 新事業創出支援事業補助金の採択事業者のうち希望する事業者 など

(募集等)

第5条 本事業の募集を行う場合は、公募により行うものとする。

- 2 本事業への申込みは、専門家伴走支援事業申込書（別記第1号様式 以下「申込書」という。）の提出により行うものとする。
ただし、新事業進出支援事業補助金及び新事業創出支援事業補助金の採択事業者は、採択時の経営計画書又は事業計画書を申込書の事業計画書に代えることができる。

(審査及び選定方法)

第6条 受託者は、事業者から申込書等の提出があった場合、新事業創出支援事業の要件確認を実施した上で、申込書等を速やかに専門家に送付する。

- 2 専門家において、提出された申込書等の内容について、次条の審査項目により審査を行い、受託者へその結果を報告するものとする。
- 3 受託者は、前項により報告のあった審査結果の確認を行い、知事へその結果を報告するものとする。
- 4 知事は、前項の審査結果により事業の採択を行い、専門家伴走支援事業採択通知書（別記第2号様式）により採択事業者へ通知するものとする。

(審査項目等)

第7条 審査に係る項目は、本事業の目的を踏まえ、次の各号に掲げるものとし、配点等については知事が別に定めるものとする。

- (1) 事業のテーマ、内容の妥当性
- (2) 市場性
- (3) 実現可能性
- (4) 地域への波及効果
- (5) 財務・売上計画

(実施の方法及び期間)

第8条 本事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問面談
- (2) オンライン面談

- 2 専門家は、事業者と前項の実施方法及び回数を協議の上、支援を行うものとする。
- 3 専門家による支援期間は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条第1項第1号の事業者においては、申込みが採択された年度とする。
 - (2) 同条第1項第2号及び第3号の事業者においては、補助事業の実施期間
- 3 専門家は、毎月末、専門家伴走支援事業業務実施報告書（別記第3号様式）を受託者へ提出するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事及び受託者が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。